

7世教指第1065号
令和7年12月26日

世田谷区教育委員会事務局教育指導課

「A I 英会話及びオンライン国際交流事業業務委託」に関するプロポーザル実施要領

1 事業の概要

(1) 契約予定件名

A I 英会話及びオンライン国際交流事業業務委託

(2) 目的

世田谷区教育振興基本計画では、児童・生徒の英語による実践的なコミュニケーション能力の育成とともに、国際理解を深め、世界の人々と共に生きていくことのできる資質・能力の基礎を醸成する取り組みを推進している。本事業では、中学校全学年の外国語の学習において、授業時間、朝学習や自宅学習等でA I 英会話を導入し、スピーキング内容の評価を通して「英語を話す」ことへの意欲向上を図り、英語力のスキルアップにつなげることを目指す。併せて、海外の対同年代の生徒とのオンライン国際交流を、中学1年生及び中学2年生を対象に年2回実施することで、実践的なコミュニケーションから、主体的な英語学習へのモチベーション向上を図り、異文化理解を深めること。

(3) 業務内容

区立中学校全学年生徒を対象に、授業時間、朝学習や自宅学習等での外国語学習においてA I 英会話を導入すること。併せて、中学1年生及び中学2年生を対象に、海外の対同年代の生徒とのオンライン国際交流を年2回実施すること。

- ① 生徒が電子端末を用いて生成A I を相手に英会話のやり取りや音読を実施すること。
- ② 教員向けサポートを行うこと。
- ③ オンライン国際交流を実施すること。
- ④ A I 英会話及びオンライン国際交流のアンケートを実施すること。

(4) 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする（予定）。

※本事業に係る予算の配当を条件とする。

※履行内容が良好と認められる場合は、各年度の本事業に係る予算の配当を条件とし、令和9年度についても同じ事業者と随意契約を締結する。
なお、契約は単年度ごととする。

(5) 履行場所

世田谷区立中学校（30校）、自宅学習等の校外

2 提案限度額

令和8年度の事業費上限は、72,435,000円（税込）とする。

※本事業に係る令和8年度予算が成立し、予算の配当がなされることを条件とする。

※令和9年度についても同程度を見込む

3 プロポーザル方式を採用する理由

本事業は、中学校全学年の外国語の学習において、授業時間、朝学習や自宅学習等でA1英会話を導入し、スピーキング内容の評価を通して「英語を話す」ことに慣れることを目指す。併せて、海外の対同年代の生徒とのオンライン国際交流を、中学1年生及び中学2年生を対象に年2回実施することを目的とする。

事業の実施については、生徒の外国語におけるコミュニケーション能力を最大限に高める工夫をし、効果的な学びにつながる事業提案が可能な専門的知識を持つ事業者である必要があるため、事業者の能力等を審査し、広く募集をするプロポーザル方式が最適であることから、プロポーザル方式により事業者を選定する。

4 参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に該当しないものであること。
- (2) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止を受けている期間中でないこと。
- (3) 法人事業税（「地方法人特別税」を含む）、法人税又は所得税、消費税及び地方消費税、都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て若しくは民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがされていないこと。
- (5) 「A1英会話及びオンライン国際交流事業に係る事業者選定委員会」の委員が主宰、役員、顧問及び所属をしている事業者でないこと。

構成員は以下の通り。

委員長：学校教育部副参事（学校経営・教育支援担当）	赤司 祐介
副委員長：教育指導課長	山本 修史
委員：世田谷区立小学校長会代表	前田 恵理
委員：世田谷区立中学校長会代表	築瀬 学
委員：統括指導主事	稻 満美
委員：指導主事	高麗 裕太

5 提案条件説明書の交付期間及び方法

(1) 提案条件説明書の交付期間

令和7年12月26日（金）から令和8年1月15日（木）までの土・日曜日、祝日、年末年始を除く午前9時から午後5時まで。

(2) 方法

世田谷区ホームページ（ページID：30423）にて掲載する。
希望者に無償交付する。

<https://www.city.setagaya.lg.jp/kuseijouhou/keiyakunyuusatsu/category/13141.html>

区ホームページ→業者の方へ→現在募集中のプロポーザル情報→子ども・教育・若者支援

6 参加表明書等の提出期限、提出先及び方法

(1) 提出期限

令和8年1月15日（木）午後5時まで

(2) 提出先

「16 本件担当部課」のとおり

(3) 方法

持参または郵送（締切日必着、簡易書留に限る）により提出

(4) 提出書類及び部数

① 様式1 「参加表明書」【原本1部】

② 4 参加資格（3）を確認できる書類

納税証明書（「法人事業税（「地方法人特別税」を含む）」、「法人税又は所得税」、「消費税及び地方消費税」及び「都道府県民税・市町村民税」）【正1部】

※発行から3ヵ月以内の原本

③ 履歴事項全部証明書【正1部】

※発行から3ヵ月以内の原本

④ 財務諸表（過去3年間）【正1部】

※世田谷区の競争入札参加資格を有している場合は、

① 様式1 「参加表明書」【原本1部】

② 4 参加資格（3）を確認できる書類

納税証明書（「都道府県民税・市町村民税」）【正1部】

※発行から3ヵ月以内の原本

(5) 招請通知

令和8年1月19日（月）までに参加資格を確認のうえ、提出者に招請通知を発送する。

(6) 辞退

参加表明後に何らかの事情により辞退する場合は、様式3 「参加辞退届」を提出すること。

7 提案書の提出者を選定する基準

本件では提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみを行うものとする。

8 提案書の提出期限、場所及び方法

- (1) 提出期限
令和8年2月13日（金）午後5時まで
- (2) 提出先
「16 本件担当部課」のとおり
- (3) 方法
持参または郵送（期限までに必着、簡易書留に限る）により提出
- (4) 提出書類及び部数
「提案書」正本1部、副本7部提出すること。
また、電子メールにて、PDFデータを提出すること。

9 提案書の内容

- (1) 仕様
- ① 書式はA4サイズとし、枚数について指定はなく、簡潔明瞭に記述するものとする。また、資料添付も可とする。
 - ② 表紙は、様式2「提案書の提出について」を使用すること。
 - ③ 頁をふり、目次をつけること。
 - ④ 原本以外の副本（添付書類を含む）は、事業者名が分からないように、事業者名を用いた商品名等を削除するかマーキングして隠すこと。
 - ⑤ 見積書は、1部を原本とし、その他7部は写しとして副本に添付すること。
- (2) 提案書の項目
- ① 法人概要
 - ア 商号又は名称（株式会社・有限会社等法人格の種類もあわせて表示すること。）
 - イ 本店所在地（ビル名等方書きがあれば明記すること。）
 - ウ 設立登記年月日
 - エ 提案書作成日直近における従業員数
 - オ 提案書作成日現在の資本金額
 - カ 経営方針
 - キ 最新年度（期）の財務状況がわかる資料
 - ② 本業務に対する提案内容
 - ア 本業務への取組方針（基本方針等）
 - イ 本業務の実施体制（実施スケジュール、区への連絡体制等）
 - ウ 実施プログラム（実施内容等）
 - エ 業務のサポート体制（事故及トラブル発生時の連絡体制、苦情対応におけるサポート体制等）
 - ③ 個人情報の保護に関する考え方・体制
 - ④ 現年度及び過去5年度の同種事業を実施した契約実績
 - ⑤ 受託経費見積書（令和8年度及び令和9年度）
 - ⑥ その他アピールしたい貴事業者の特徴等 ※具体的に記入すること

1 0 評価基準

- (1) 本業務への取組方針
- (2) 本業務の実施体制
- (3) 実施プログラム
- (4) 業務のサポート体制
- (5) 個人情報の保護に関する考え方・体制
- (6) 同種事業の実績
- (7) 経営の財政状況
- (8) 受託経費見積の妥当性

1 1 審査方法

提案書の審査は、「A I 英会話及びオンライン国際交流事業に係る事業者選定委員会設置要綱」に定める委員が行う。

(1) 1次審査（書類審査）

- ① 応募事業者から提出された提案書を、評価基準に基づいて審査する。
- ② 1次審査の結果、上位3者程度を選抜する。
- ③ 1次審査の結果は、令和8年2月20日（金）までに様式1「参加表明書」に記載の電子メールアドレスにメールにより通知する。

(2) 2次審査（プレゼンテーション、質疑応答）

- ① 令和8年2月27日（金）実施予定。
- ② 評価基準に基づいて審査する。
- ③ 出席者は、各事業者3名までとする。
- ④ 1事業者につき約25分とする。（プレゼンテーション15分、質疑応答10分）
- ⑤ 2次審査の結果は、令和8年3月2日（月）までに様式1「参加表明書」に記載の電子メールアドレスにメールにより通知する。

1 2 質問受付

(1) 受付期限

令和8年1月26日（月）

(2) 方法

電子メールにて提出すること。

※メールアドレスは招請通知にて記載する。

(3) 提出先

「16 本件担当部課」のとおり

(4) 回答

令和8年2月2日（月）までに招請通知を送付した全事業者に対し電子メールにて回答する。

1 3 参加者の失格

次の事項の一つ以上に該当するときは、失格とする場合がある。

- (1) 定められた提出方法、提出先及び提出期限に適合しないとき。
- (2) 指定する様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないとき。
- (3) 虚偽の内容が記載されているとき。
- (4) 審査結果に影響を与えるような工作をしたとき。
- (5) その他、説明書に違反すると認められるとき。

1 4 提案にあたっての留意事項

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証金は免除する。
- (3) 契約時に契約書の作成を要する。
- (4) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を、当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定は無し。
- (5) 関連情報を照会するための窓口は、「1 6 本件担当部課」とする。
- (6) 本提案にかかる一切の費用については、すべて提案者の負担とする。
- (7) 区が必要と認める場合は、追加資料を求めることができる。
- (8) 事業者からの提出物は返却しない。
- (9) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。
- (10) 詳細は提案条件説明書による。
- (11) 本プロポーザルは、事業者の選定のみを目的とし、提案書の内容に区は拘束されない。
- (12) 本業務に係る契約締結は、当該業務に係る令和8年度予算が成立し、予算配当がなされることを条件とする。
- (13) 区との契約では単年度で予定価格2,000万円以上の業務委託契約は、世田谷区公契約条例の定める労働報酬下限額の対象となる。本件は対象案件となるので詳細は別紙を確認すること。

1 5 選定スケジュール

令和7年12月26日（金）	公募開始、提案条件説明書配布開始
令和8年 1月15日（木）午後5時	参加表明書提出期限
1月19日（月）	招請通知発送
1月26日（月）	質問提出期限
2月 2日（月）	質問回答
2月13日（金）午後5時	提案書提出期限
2月27日（金）	プレゼンテーション及び質疑応答
3月 2日（月）	最終選定結果通知
4月 1日（水）予定	契約締結

1 6 本件担当部課

世田谷区教育委員会事務局学校教育部教育指導課
〒154-8504 世田谷区世田谷4丁目21番27号
世田谷区役所 東棟6階 603番窓口
電話：03-5432-2706 FAX 03-5432-3041
メールアドレス：招請通知にて記載する。

附 則

この要領は、令和7年12月26日から施行する。

【重要】労働報酬下限額の適用についてのご案内

この契約には **「労働報酬下限額」** が適用されます



工事請負契約の 技能労働者

**東京都の公共工事設計労務単価
の職種ごとの85%相当額**

(各職種の金額は裏面をご覧ください)

工事以外の契約の 労働者

1時間あたり

1,610円

労働報酬下限額とは…

世田谷区との契約事業者が労働者に支払う労働報酬の下限とすべき額です。労働者は、事業者（下請負者含む）のもとで、対象案件（※）の業務に従事する方が対象です。一人親方や派遣労働者も含まれ、正社員・アルバイトなどの雇用形態は問いません。

※予定価格が3千万円以上の工事請負契約、予定価格が2千万円以上の工事以外の契約及び指定管理者協定（不動産の買入れ、賃貸借契約約款が適用される案件を除く）

世田谷区公契約条例とは…

世田谷区が事業者と結ぶ契約に関する基本方針や区長と事業者の責務などを定めた条例で、労働者の適正な労働条件の確保や、事業者の経営環境の改善を図ることなどを目的としています。契約事業者には、公契約条例に基づいて労働報酬下限額を守り、労働者への適正な賃金を支払うことで適正な労働条件の確保と向上に努めていただく義務があります。

公契約条例・労働報酬下限額の詳細については、世田谷区ホームページをご覧ください。

【問い合わせ先】世田谷区財務部経理課契約係
電話：03-5432-2145～2152・2173・2435
FAX：03-5432-3046

世田谷区 公契約条例

検索



世田谷区公契約条例のその他の取組み

《労働条件確認帳票》

賃金、労働時間、社会保険の加入などの労働条件が適正であることを確認するためのもので、予定価格が100万円を超える契約(※1、2)において契約事業者に配布し、提出を求めていきます。また、この帳票は、事業者・労働者をはじめどなたでも契約担当窓口で閲覧できます。

※1 指定管理協定は金額を問わず全案件が対象 ※2 土木工事請負契約は200万円を超える契約が対象

閲覧場所	閲覧できる帳票
経理課 (世田谷区役所東棟5階503番窓口)	教育総務課が取り扱う契約以外の契約
教育総務課 (世田谷区役所東棟6階604番窓口)	教育委員会の契約のうち予定価格が2千万円未満の契約

《労働報酬下限額周知カードの配布》

労働報酬下限額の対象となる契約の業務に従事する方一人ひとりに、契約事業者を通してその旨を周知するカードを配布し、契約事業者からは周知したことの確認書をご提出いただくことで、労働報酬下限額の周知及び遵守の徹底を図っています。

工事請負契約の技能労働者の労働報酬下限額（1時間あたり）

職種	労働報酬下限額	職種	労働報酬下限額	職種	労働報酬下限額
特殊作業員	3,177円	さく岩工	4,208円	左官	3,507円
普通作業員	2,848円	トンネル特殊工	3,804円	配管工	3,039円
軽作業員	1,966円	トンネル作業員	3,294円	はつり工	3,199円
造園工	2,880円	トンネル世話役	4,304円	防水工	3,836円
法面工	3,549円	橋りょう特殊工	3,698円	板金工	3,634円
とび工	3,496円	橋りょう塗装工	3,772円	タイル工	2,880円
石工	3,485円	橋りょう世話役	4,314円	サッシ工	3,411円
ブロック工	3,241円	土木一般世話役	3,443円	屋根ふき工	3,602円
電工	3,464円	高級船員	4,059円	内装工	3,507円
鉄筋工	3,464円	普通船員	3,273円	ガラス工	3,358円
鉄骨工	3,145円	潜水士	5,302円	ダクト工	3,145円
塗装工	3,666円	潜水連絡員	3,879円	保温工	2,944円
溶接工	3,932円	潜水送気員	3,762円	設備機械工	2,975円
運転手（特殊）	3,241円	山林砂防工	3,411円	交通誘導員A	2,147円
運転手（一般）	2,699円	軌道工	6,099円	交通誘導員B	1,870円
潜かん工	3,932円	型わく工	3,369円	上記以外の職種	1,610円
潜かん世話役	4,707円	大工	3,230円		

※上記の金額は熟練労働者に適用されます。

※上記の職種であっても、事業者が労働者等との合意の下で見習い又は手元等の未熟練労働者と判断する者及び年金等の受給のために賃金を調整している者については、1時間当たり1,619円になります。

このちらしに記載の労働報酬下限額は、令和7年12月19日告示によるものです。

適用対象は令和8年4月1日以後に締結する契約（上記の告示前に公告し、入札に付された契約を除く）です。